

新型コロナウイルス感染症に関する給付金のご請求書類について

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、新型コロナウイルス感染症に関する医療機関や保健所の事務負担の軽減につながるよう、宿泊療養・自宅療養による入院給付金のご請求手続きにおいて、医療機関や保健所が発行する療養証明書以外でも柔軟にお取扱いいたします。

従来お取扱いしている、厚生労働省が提供する健康管理システム「My HER-SYS(マイハーシス)」の画面での療養証明のご利用をより一層推奨するとともに、「My HER-SYS」をご利用されていない場合においても、その他の新型コロナウイルスと診断されたことが確認できる書類等によるお手続きを可能といたします(※)。

(※) 特に、新型コロナウイルス感染の発生届の対象の限定を実施する一部の都道府県においては、「My HER-SYS」の画面での療養証明をご利用いただくことはできないため、その他の書類等によりお手続きいたします。

必要書類

「My HER-SYS」の画面(氏名・生年月日・HER-SYS ID・診断年月日があるもの)

<「My HER-SYS」の画面を準備できない場合、以下のいずれかの書類>

- 新型コロナウイルス感染症に罹患したことがわかる医療機関が発行する検査結果報告書
(被保険者名・検査日または検査結果判明日・医療機関名があるもの)
- 自治体の健康フォローアップセンター(※)の受付結果(被保険者名の記載があるもの)
(※)自治体ごとに名称が異なりますので、お住まいの自治体の名称をご確認ください。

○保健所・自治体から自動的に発行されて既にお手元にある「宿泊・自宅療養証明書(新型コロナウイルス感染症専用)」でもご請求いただくことは可能です。

(注1)ご自身で実施した検査結果のみではご請求いただけません。

(注2)療養期間が12日以上の場合は、上記書類に加えて、療養期間がわかる保健所・自治体や医療機関が発行した書類のご提出が必要になります。